



栃木県公報

令和5(2023)年
3月31日(金)
号外
第14号

目次

規 則

○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第13号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

第1条 栃木県事務決裁及び委任規則（平成12年栃木県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 部長 <u>栃木県部局設置条例</u>（平成18年栃木県条例第49号）第1条に規定する部<u>及び局</u>の<u>部長</u>及び会計局長をいう。</p> <p>(12)～(21) 略</p> <p>附 則</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 部長 <u>栃木県部設置条例</u>（平成18年栃木県条例第49号）第1条に規定する部<u> </u>の<u>部長</u>及び会計局長をいう。</p> <p>(12)～(21) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>第11条 <u>平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第11号中「の部長」とあるのは「の部長、国体・障害者スポーツ大会局長」と、同条第12号中「の課長」とあるのは「の課長、国体・障害者スポーツ大会局総務企画課長」と、同条第13号中「室」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則（平成31年栃木県規則第11号）第1条第1項に規定する課」と、同条第14号中「総括課長補佐を」とあるのは「総括課長補佐及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第4条第9項に規定する総括課長補佐を」と、同条第15号中「第14条第1項」とあるのは「第14条第1項及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第4条第5項」と、「又は第15条第4項」とあるのは「若しくは第15条第4項又は栃木県国体・障害者スポーツ大会局</u></p>

内課等設置規則第4条第10項」とする。

別表第1 消防学校の項、環境森林事務所の項、環境管理事務所の項、森林管理事務所の項、林業センターの項及び県南高等看護専門学院の項を削り、同表食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

環境森林事務所	次長	部長	課長
環境管理事務所	総括所長補佐		
森林管理事務所	総括所長補佐		課長
林業センター	総括所長補佐		部長

別表第1に次のように加える。

消防学校	教頭		
------	----	--	--

別表第2 1 本庁関係共通事項の表16の項を次のように改める。

16 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく事務	1 第82条の規定による保有個人情報の開示決定等					○		
	2 第93条の規定による保有個人情報の訂正決定等					○		
	3 第101条の規定による保有個人情報の利用停止決定等					○		

別表第2 2 本庁関係特定事項(1)総合政策部イ地域振興課の表5の項を次のように改める。

5 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）に基づく事務	1 第19条第11項及び第38条の5第9項の規定による認定					○		
	2 第19条第12項第4号及び第38条の5第10項第4号の規定による申出の処理					○		

別表第2 2 本庁関係特定事項(1)総合政策部イ地域振興課の表を別表第2 2 本庁関係特定事項(1)総合政策部ウ地域振興課の表とし、別表第2 2 本庁関係特定事項(1)総合政策部ア市町村課の表を別表第2 2 本庁関係特定事項(1)総合政策部イ市町村課の表とし、同表の前に次の1表を加える。

ア 広報課

事 務	種 類	事 項	決 裁 区 分					備 考
			知 事	専 決 権 者				
				副 知 事	部 長	課 長	総括課長補佐	
1 広聴事案に関する事務	1 広聴事案の受理及び回答					○		

別表第2 2 本庁関係特定事項(3)県民生活部の表中「(3) 県民生活部」を「(3) 生活文化スポーツ部」に改める。

別表第2 2 本庁関係特定事項(3)生活文化スポーツ部ア県民文化課の表中「県民文化課」を「県民協働推進課」に改め、2の項及び3の項を削り、同表に次のように加える。

2 栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）に基づく事務	1 第12条の規定による推奨					○		
	2 第21条の規定による指導又は助言					○		
	3 第22条第1項及び第3項第3号、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項並びに第27条第1項の規定による指定					○		
	4 第26条第4項、第31条第1項、第49条第3項及び第50条第2項の規定による措置命令					○		

	5 第32条第1項の規定による撤去命令			○			
	6 第38条の規定による指定の解除			○			
	7 第40条第1項及び第2項の規定による勧告及び公表			○			
3 とちぎ青少年センター設置及び管理条例(平成13年栃木県条例第4号)に基づく事務	1 第9条第2項の規定による承認			○			
	2 第10条の規定による承認			○			
4 とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則(平成13年栃木県規則第52号)に基づく事務	1 第3条ただし書、第4条第2項ただし書並びに第6条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定による承認				○		
5 栃木県子ども総合科学館条例(昭和63年栃木県条例第3号)に基づく事務	1 第6条の規定による許可					○	
	2 第9条の2第4項の規定による承認			○			
	3 第9条の3の規定による承認			○			
6 栃木県子ども総合科学館管理規則(昭和63年栃木県規則第8号)に基づく事務	1 第2条第2項及び第3条の規定による承認				○		

別表第2 2本庁関係特定事項(3)生活文化スポーツ部イ危機管理課の表及びウ消防防災課の表を削り、別表第2 2本庁関係特定事項(3)生活文化スポーツ部ア県民協働推進課の表の次に次の2表を加える。

イ 文化振興課

種類	事項	決裁区分					備考
		知事	専決権者				
			副知事	部長	課長	総括課長補佐	
1 栃木県総合文化センター設置及び管理条例(平成3年栃木県条例第2号)に基づく事務	1 第9条第2項の規定による承認			○			
	2 第4条ただし書及び第5条ただし書の規定による承認				○		
3 栃木県立美術館条例(昭和47年栃木県条例第30号)に基づく事務	1 第4条第2項の規定による特別展の観覧料の決定			○			
	2 第8条の規定による観覧の拒否等(重要又は異例なものに限			○			

	る。)							
4 栃木県立美術館管理規則（令和5年栃木県規則第 号）に基づく事務	1 第2条ただし書の規定による休館日の変更及び臨時休館の決定			○				
5 その他の美術館の管理運営に関する事務	1 美術館の管理運営に関する事務（重要又は異例なものに限る。）			○				
6 栃木県立博物館条例（昭和57年栃木県条例第3号）に基づく事務	1 第4条第2項の規定による特別の企画による展示の観覧料の決定			○				
	2 第8条の規定による入館の拒否等（重要又は異例なものに限る。）			○				
7 栃木県立博物館管理規則（令和5年栃木県規則第 号）に基づく事務	1 第2条ただし書の規定による休館日の変更及び臨時休館の決定			○				
8 その他の博物館の管理運営に関する事務	1 博物館の管理運営に関する事務（重要又は異例なものに限る。）			○				
9 文化財の保護に関する事務	1 重要文化財等の管理等			○				
	2 重要文化財等の保存のための調査			○				
	3 埋蔵文化財の発掘の届出等の処理			○				
	4 埋蔵物の文化財としての認定			○				
	5 文化財の指定書の交付			○				
	6 無形文化財の保持団体、無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の保存団体又は県選定保存技術の保持者の認定書の交付			○				
	7 公開のため出品された文化財の管理			○				
	8 指定しようとする文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の所有者又は占有者の同意の請求			○				
	9 文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の現状又は管理若しくは修理の状況調査			○				
	10 有形文化財及び有形民俗文化財の所在の場所変更の届出の受理			○				
	11 有形民俗文化財の現状変更等の届出の受理			○				
	12 有形文化財及び記念物の現状変更等の許可			○				
10 銃砲刀剣類の登録等に関する事務	1 火縄式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類（以下「銃砲刀剣類」とい			○				

	う。)の登録審査会の開催						
	2 銃砲刀剣類の登録			○			
	3 刀剣類の製作の承認			○			
11 栃木県埋蔵文化財センター管理規則(令和5年栃木県規則第号)に基づく事務	1 第2条第1項の規定による栃木県埋蔵文化財センターにおいて保管する資料の貸出しの承認			○			
12 日光杉並木街道の保護に関する事務	1 並木杉の取得、管理及び処分		○				
	2 公共用財産(杉並木保護用地に限る。)の登記の嘱託			○			

ウ スポーツ振興課

種 類	事 務 項	決 裁 区 分					備 考
		知 事	専 決 権 者				
			副 知 事	部 長	課 長	総括課長補佐	
1 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例(平成5年栃木県条例第4号)に基づく事務	1 第10条第2項ただし書の規定による認定			○			
	2 第11条の規定による免除			○			
	3 第12条ただし書の規定による還付			○			
	4 第13条第2項の規定による承認		○				
	5 第14条の規定による承認		○				
2 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則(平成5年栃木県規則第13号)に基づく事務	1 第3条ただし書及び第4条ただし書の規定による承認			○			
3 都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づく事務	1 第5条第1項の規定による許可(生活文化スポーツ部の所管に係るものに限る。以下この項において同じ。)			○			
	2 第6条第1項及び第3項の規定による許可			○			
	3 第27条第1項及び第2項の規定による処分又は措置命令			○			
	4 第27条第3項の規定による措置			○			
	5 第27条第6項の規定による売却			○			
	6 第27条第7項の規定による廃棄			○			
4 栃木県都市公園条例(昭和49年栃木県条例第6号)に基づく事務	1 第3条第1項及び第3項の規定による許可(生活文化スポーツ部の所管に係るものに限る。以下この項において同じ。)			○			
	2 第6条の規定による利用の禁止及び制限			○			
	3 第10条の規定による監督処分及			○			

	び第11条第6号の規定による届出の受理（第11条の2の規定により指定管理者が行うものを除く。）						
	4 第10条の3第1項第1号の規定による公示				○		
	5 第10条の3第1項第2号の規定による公示				○		
	6 第10条の4の規定による評価及び意見聴取				○		
	7 第10条の6の規定による返還				○		
	8 第11条第1号から第3号までの規定による届出の受理（前項2に掲げる許可を受けた者が行うものに限る。）				○		
	9 第12条第2項ただし書の規定による認定				○		
	10 第13条の規定による使用料の減免				○		
	11 第14条ただし書の規定による使用料の還付				○		
5 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例（昭和54年栃木県条例第3号）に基づく事務	1 第6条の規定による使用料の減免				○		
6 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則（昭和54年栃木県規則第48号）に基づく事務	1 第2条ただし書及び第2条の2ただし書の規定による承認				○		
	2 第8条ただし書の規定による認定				○		
7 とちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例（令和元年栃木県条例第11号）に基づく事務	1 第13条第2項の規定による承認				○		
	2 第14条の規定による承認				○		
8 とちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例施行規則（令和2年栃木県規則第25号）に基づく事務	1 第2条ただし書及び第3条ただし書の規定による承認				○		

別表第2 2本庁関係特定事項(3)生活文化スポーツ部カ広報課の表を削り、別表第2 2本庁関係特定事項(3)生活文化スポーツ部カ統計課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(3)生活文化スポーツ部カ統計課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(3)生活文化スポーツ部エくらし安全安心課の表の次に次の1表を加える。

オ 人権男女共同参画課

事	務	決 裁 区 分
---	---	---------

種類	事項	知事	専決権者					備考
			副知事	部長	課長	総括課長補佐	リーダー	
1 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例（平成7年栃木県条例第40号）に基づく事務	1 第9条第2項の規定による承認			○				
	2 第10条の規定による承認			○				
2 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則（平成7年栃木県規則第63号）に基づく事務	1 第3条ただし書及び第4条ただし書の規定による承認				○			
	2 第8条ただし書及び第9条ただし書の規定による認定				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(3)生活文化スポーツ部キ人権・青少年男女参画課の表及び別表第2 2本庁関係特定事項(4)環境森林部の表を削り、別表第2 2本庁関係特定事項(5)保健福祉部の表を別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部の表とする。

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部才感染症対策課の表3の項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の次に「(平成24年法律第31号)」を加え、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部カ障害福祉課の表15の項第7号から第22号までを次のように改める。

7 附則第11条第1項の規定による認定証の交付				○		
8 附則第11条第2項の規定による認定				○		
9 附則第11条第4項の規定による業務の停止等			○			
10 附則第12条第1項の規定による交付事務の委託				○		
11 附則第15条第1項の規定による登録				○		
12 附則第16条第2項の規定による登録の更新				○		
13 附則第18条、第19条第1項及び第20条の規定による届出の受理				○		
14 附則第21条の規定による適合命令			○			
15 附則第22条の規定による改善命令			○			
16 附則第23条の規定による登録の取消し等			○			
17 附則第24条の規定による公示				○		
18 附則第25条において準用する第19条の規定による報告の徴収				○		
19 附則第25条において準用する第20条第1項の規定による立入検査等				○		

20 附則第27条第1項の規定による登録			○			
21 附則第27条第2項において準用する第19条の規定による報告の徴収			○			
22 附則第27条第2項において準用する第20条第1項の規定による立入検査等			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部キッズ政策課の表中12の項及び13の項を削り、14の項を12の項とし、15の項から22の項までを2項ずつ繰り上げ、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部の表の次に次の1表を加える。

(5) 環境森林部

ア 環境森林政策課

事務		決 裁 区 分					備 考
種 類	事 項	知 事	専 決 権 者				
			副 知 事	部 長	課 長	総括課長補佐 リーダー	
1 環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく事務	1 第4条第2項(同条第4項及び第29条第2項(第32条第3項及び第55条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、第7条の2第3項(第17条第2項において準用する場合を含む。))及び第10条第1項の規定による意見の提出			○			
	2 第10条第2項の規定による市町村長の意見の聴取				○		
	3 第10条第5項及び第20条第1項の規定による意見の提出			○			
	4 第20条第2項の規定による市町村長の意見の聴取				○		
	5 第20条第5項の規定による意見の提出				○		
2 栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号)に基づく事務	1 第4条の規定による技術指針の策定及び変更		○				
	2 第8条第1項の規定による意見の提出			○			
	3 第8条第2項及び第4項(第16条第2項及び第34条において準用する場合を含む。))の規定による意見の聴取				○		
	4 第16条第1項の規定による意見の提出			○			
	5 第17条の規定による公聴会の開催			○			
	6 第25条第1項(第34条において準用する場合を含む。))の規定に			○			

	よる手続の再実施の要請						
	7 第38条（第34条において準用する場合を含む。）の規定による措置要請			○			
	8 第39条（第34条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び公表			○			
3 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）に基づく事務	1 第5条第1項の規定による指定			○			
	2 第7条第3項の規定による認可			○			
	3 第10条の規定による改善命令			○			
	4 第11条第1項の規定による指定の取消し			○			
4 栃木県21世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例（平成12年栃木県条例第41号）に基づく事務	1 第2条第1項の規定による許可（同条第1項第1号に掲げる行為のうち仮設の建築物その他の工作物の設置に係るもの以外のものに限る。以下この項において同じ。）				○		
	2 第3条の規定による許可の取消し				○		

イ 気候変動対策課

事	務	決 裁 区 分					備 考
		知	専 決 権 者				
			副 知 事	部 長	課 長	総括課長補佐	
1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく事務	1 第21条第1項の規定による計画の策定	○					
	2 第37条第1項の規定による委嘱				○		
	3 第38条第1項の規定による指定			○			
2 気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく事務	1 第12条の規定による計画の策定	○					
3 栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）に基づく事務	1 第53条の規定による勧告			○			
4 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）に基づく事務	1 第27条第1項の規定による緑化基本計画の策定	○					
	2 第30条の規定による協定の締結			○			

ウ 環境保全課

事	務	決 裁 区 分				
		知	専 決 権 者			

種 類	事 項	事	副 知 事	部 長	課 長	総 括 課 長 補 佐	リ ー ダ ー	備 考
1 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第 138号)に基づく 事務	1 第14条の8第1項の規定による 指定			○				
	2 第14条の8第2項(同条第5項 において準用する場合を含む。) の規定による関係市町村長の意見 の聴取				○			
	3 第14条の8第3項(同条第5項 において準用する場合を含む。) の規定による通知				○			
	4 第14条の8第4項(同条第5項 において準用する場合を含む。) の規定による通知				○			
	5 第14条の9第6項の規定による 勧告			○				
	6 第18条の規定による措置命令			○				
	7 第23条第3項の規定による措置 要請			○				
	8 第23条第5項の規定による協議			○				
	9 第24条第2項の規定による協力 要請等				○			
2 大気汚染防止法 (昭和43年法律第 97号)に基づく事 務	1 第21条第1項の規定による措置 要請			○				
	2 第23条第2項の規定による措置 命令及び措置要請			○				
	3 第28条第2項の規定による協力 要請等				○			
3 騒音規制法(昭 和43年法律第98 号)に基づく事務	1 第3条第1項の規定による指定			○				
	2 第4条第1項の規定による規制 基準の設定			○				
4 振動規制法(昭 和51年法律第64 号)に基づく事務	1 第3条第1項の規定による指定			○				
	2 第4条第1項の規定による規制 基準の設定			○				
5 悪臭防止法(昭 和46年法律第91 号)に基づく事務	1 第3条の規定による指定			○				
	2 第4条の規定による規制基準の 設定			○				
6 湖沼水質保全特 別措置法(昭和59 年法律第61号)に 基づく事務	1 第12条第2項の規定による措置 要請			○				
7 特定水道利水障 害の防止のための 水道水源水域の水 質の保全に関する 特別措置法(平成 6年法律第9号) に基づく事務	1 第16条第3項の規定による措置 要請			○				

8 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく事務	1 第10条第1項の規定による総量削減計画の作成及び総量規制基準の設定並びに同条第2項の規定による区域ごとの総量規制基準の設定	○				
	2 第10条第3項の規定による特別の総量規制基準の設定	○				
	3 第10条第5項の規定による申出	○				
	4 第10条第8項の規定による総量規制基準の公示		○			
	5 第11条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取			○		
	6 第11条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催その他の必要な措置			○		
	7 第11条第5項の規定による総量削減計画の変更	○				
	8 第23条第4項の規定による報告			○		
	9 第29条第1項の規定による指定及び第31条第1項の規定による対策計画の策定	○				
	10 第29条第3項の規定による意見の聴取			○		
	11 第30条第1項の規定による土壤汚染対策地域の区域の変更及び指定の解除並びに第32条第1項の規定による対策計画の変更	○				
	12 第31条第3項（第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取			○		
	13 第31条第3項（第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催その他の必要な措置			○		
	14 第35条第3項の規定による措置要請			○		
9 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づく事務	1 第7条第5項の規定による説明要請			○		
	2 第13条の規定による資料の提供の要求等			○		
10 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務	1 第35条（第30条第2項の規定の違反者に係るものに限る。）の規定による勧告等			○		
	2 第39条の2第1項及び第5項の規定による指定地域の指定、指定の解除等			○		

	3 第39条の2第2項及び第5項の規定による特別指定地域の指定、指定の解除等			○			
	4 第39条の3第1項、第39条の4第1項及び第39条の5第1項の規定による届出の受理					○	
	5 第39条の6において準用する第10条及び第11条第3項の規定による届出の受理					○	
	6 第39条の7の規定による報告の受理					○	
	7 第39条の8の規定による要請			○			
	8 第43条の規定による協力要請等			○			
	9 第65条の規定による報告の徴収（指定揚水施設に係るものに限る。10において同じ。）					○	
	10 第66条第1項の規定による立入検査					○	
11 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づく事務	1 第17条の規定による指導及び助言					○	
	2 第18条の規定による勧告、公表及び命令			○			
	3 第20条第2項及び第4項の規定による通知の受理			○			
	4 第20条第5項の規定による集計及び公表			○			
	5 第23条第4項の規定による通知の受理			○			
	6 第27条第2項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理			○			
	7 第28条（第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿への登録等			○			
	8 第29条第1項（第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否			○			
	9 第29条第2項（第30条第2項、第31条第2項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知			○			
	10 第31条第1項の規定による変更の届出の受理					○	
	11 第32条の規定による登録簿の閲覧					○	
	12 第33条第1項の規定による廃業等の届出の受理					○	
	13 第34条の規定による登録の抹消					○	
	14 第35条第1項の規定による登録			○			

	の取消し及び業務の停止命令						
	15 第45条第4項の規定による報告の受理			○			
	16 第47条第3項の規定による報告の受理			○			
	17 第47条第4項の規定による主務大臣への通知			○			
	18 第48条の規定による指導及び助言				○		
	19 第49条の規定による勧告及び命令			○			
	20 第91条の規定による報告の徴収			○			
	21 第92条第1項の規定による立入検査			○			
	22 第93条第2項の規定による協力要請等			○			
	23 第99条の2第1項の規定による協議会の組織			○			
12 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省令、環境省令第7号）に基づく事務	1 第12条の規定による報告の受理			○			
	2 第48条の3第1項第3号の規定による認定			○			
	3 第48条の6第3号の規定による認定			○			
	4 第49条第1号の規定による認定			○			
13 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく事務	1 第3条第1項の規定による指定調査機関の指定			○			
	2 第5条第2項の規定による調査の実施			○			
	3 第6条第1項及び第4項の規定による要措置区域の指定及び指定の解除			○			
	4 第7条第10項の規定による汚染の除去等の措置の実施等			○			
	5 第11条第1項及び第2項の規定による形質変更時要届出区域の指定及び指定の解除			○			
	6 第14条第3項の規定による要措置区域等の指定			○			
	7 第14条第4項の規定による報告の徴収等					○	
	8 第15条第1項の規定による台帳の調製及び保管			○			
	9 第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可			○			
	10 第22条第4項の規定による汚染土壌処理業の許可の更新			○			
	11 第22条第9項の規定による届出の受理			○			
	12 第23条第1項の規定による汚染			○			

	土壌処理業の変更の許可								
	13 第23条第3項の規定による汚染土壌処理業の変更の届出の受理							○	
	14 第23条第4項の規定による汚染土壌処理業の休止等の届出の受理							○	
	15 第24条の規定による改善命令					○			
	16 第25条の規定による許可の取消し等					○			
	17 第27条第2項の規定による措置命令					○			
	18 第27条の2第1項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認					○			
	19 第27条の3第1項の規定による汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認					○			
	20 第27条の4第1項の規定による汚染土壌処理業の相続に係る承認					○			
	21 第27条の5の規定による協議の同意					○			
	22 第32条第1項の規定による指定調査機関の指定の更新					○			
	23 第35条の規定による変更の届出の受理							○	
	24 第36条第3項の規定による改善命令等					○			
	25 第37条第1項の規定による業務規程に係る届出の受理							○	
	26 第39条の規定による適合命令					○			
	27 第40条の規定による業務の廃止の届出の受理							○	
	28 第42条の規定による指定の取消し					○			
	29 第43条の規定による公示					○			
	30 第54条第1項、第3項、第4項及び第5項の規定による報告の徴収等							○	
	31 第56条第2項の規定による協力要請等					○			
	32 第61条第1項の規定による情報の提供					○			
14 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務	1 第12条の4第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議の同意					○			
	2 第53条第1項及び第2項の規定による報告の徴収、立入検査等					○			
	3 第54条第1項の規定による協議会の組織					○			
	4 第57条第1項の規定による指定検査機関の指定					○			

15 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年栃木県条例第28号）に基づく事務	1 第2条第1項の規定による登録（宇都宮市内に主たる営業所を有する者に限る。2から5まで、7及び8において同じ。）				○		
	2 第4条第3項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付及び閲覧の決定					○	
	3 第5条第1項の規定による登録の拒否				○		
	4 第6条第1項及び第7条第1項の規定による届出の受理					○	
	5 第12条の規定による指示				○		
	6 第13条第1項の規定による登録の取消し及び停止命令			○			
	7 第14条第1項の規定による登録の消除					○	
	8 第15条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等					○	
16 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく事務	1 第18条第1項の規定による技術基準適合命令（宇都宮市の区域内において使用される特定特殊自動車に係るものに限る。3、5及び7において同じ。）			○			
	2 第18条第2項の規定による報告				○		
	3 第28条第2項の規定による指導及び助言				○		
	4 第28条第3項の規定による報告				○		
	5 第29条第2項の規定による報告の徴収				○		
	6 第29条第4項の規定による報告				○		
	7 第30条第2項の規定による立入検査				○		
	8 第30条第4項の規定による報告				○		

エ 自然環境課

事 務	決 裁 区 分	専 決 権 者					備 考
		知 事	副 知 事	部 長	課 長	総 括 課 長 補 佐	
1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく事務	1 第9条第1項の規定による許可（当該申請の対象となる区域が2以上の環境森林事務所及び森林管理事務所の所管区域にまたがるものに係るものに限る。）				○		
	2 第12条第2項の規定による捕獲の禁止			○			
	3 第14条第1項の規定による区域の指定			○			

	4 第14条第2項の規定による期間の延長			○			
	5 第14条第3項の規定による禁止又は制限の解除			○			
	6 第18条の2の規定による鳥獣捕獲等事業の認定			○			
	7 第18条の6第2項の規定による措置命令			○			
	8 第18条の7の規定による変更の認定等			○			
	9 第18条の10の規定による認定の取消し等			○			
	10 第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定			○			
	11 第29条第1項の規定による特別保護地区の指定			○			
	12 第34条第1項の規定による休猟区の指定				○		
	13 第35条第1項の規定による特定猟具使用禁止区域等の指定				○		
	14 第50条第1項の規定による合格の決定の取消し			○			
	15 第50条第3項の規定による受験の禁止			○			
	16 第52条第1項及び第2項の規定による免許の取消し等			○			
	17 第55条第1項の規定による登録（県内居住者に係るものを除く。18において同じ。）					○	
	18 第59条の規定による登録の制限			○			
	19 第63条の規定による登録の抹消					○	
	20 第68条第1項及び第71条第1項の規定による認可				○		
	21 第72条第1項の規定による認可の取消し				○		
	22 第79条第2項の規定による指示				○		
2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく事務	1 第4条第6項の規定による同意				○		
3 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）に基づく事務	1 第4条第1項の規定による指定			○			
	2 第6条第1項の規定による公園計画の決定			○			
	3 第8条第1項の規定による公園事業の決定			○			
	4 第9条第2項の規定による承認				○		
	5 第9条第3項の規定による認可				○		

	6	第9条第6項の規定による承認及び認可				○			
	7	第9条第9項の規定による届出の受理				○			
	8	第10条の規定による改善命令				○			
	9	第11条第1項の規定による承認及び認可				○			
	10	第11条第2項の規定による承認				○			
	11	第12条の規定による届出の受理				○			
	12	第13条第2項の規定による届出の受理				○			
	13	第13条第3項の規定による認可の取消し				○			
	14	第14条第1項の規定による原状回復命令等				○			
	15	第15条第1項の規定による報告徴収及び立入検査				○			
	16	第19条第1項並びに第3項第3号、第7号、第10号から第13号まで、第15号及び第16号並びに第24条第1項の規定による指定			○				
	17	第26条第1項の規定による生態系維持回復事業計画の決定			○				
	18	第27条第2項の規定による確認				○			
	19	第27条第3項の規定による認定				○			
	20	第27条第6項の規定による確認及び認定				○			
	21	第27条第9項の規定による届出の受理				○			
	22	第28条の規定による認定の取消し				○			
	23	第29条の規定による報告徴収				○			
	24	第30条第4項の規定による同意				○			
	25	第30条第5項の規定による認可				○			
	26	第36条第1項の規定による公園管理団体の指定			○				
	27	第39条の規定による改善命令				○			
	28	第40条の規定による指定の取消し				○			
	29	第41条の規定による情報の提供等				○			
	30	第42条の規定による実地調査				○			
4	栃木県立自然公園条例施行規則（昭和33年栃木県規則第56号）に基づく事務	1	第15条の2第28項の規定による基準の特例の設定			○			
5	自然環境の保全及び緑化に関する条例に基づく事務	1	第12条第1項の規定による指定			○			
		2	第13条第1項の規定による保全計画の決定			○			

	3 第15条第1項及び第4項第7号から第11号まで、第16条第1項並びに第21条第1項の規定による指定			○			
	4 第20条の2第1項の規定による生態系維持回復事業計画の決定			○			
	5 第20条の3第2項の規定による確認			○			
	6 第20条の3第3項の規定による認定			○			
	7 第20条の3第6項の規定による確認及び認定			○			
	8 第20条の3第9項の規定による届出の受理			○			
	9 第20条の4の規定による認定の取消し			○			
	10 第20条の5の規定による報告徴収			○			
	11 第22条第1項の規定による保全計画の決定			○			
	12 第26条の規定による自然環境保全協定の締結			○			
6 栃木県八溝県民休養公園条例（昭和61年栃木県条例第2号）に基づく事務	1 第2条第1項及び第3項の規定による許可（同条第1項第1号に掲げる行為のうち仮設の建築物その他の工作物の設置に係るもの以外のものに限る。以下この項において同じ。）			○			
	2 第3条の規定による許可の取消し			○			
7 とちぎふるさと街道景観条例（平成元年栃木県条例第37号）に基づく事務	1 第6条第1項の規定による県基本方針の決定			○			
	2 第7条第1項の規定による指定			○			
	3 第8条第1項の規定による街道景観形成地区計画の策定			○			
8 栃木県立日光自然博物館条例（平成3年栃木県条例第3号）に基づく事務	1 第2条の規定による許可			○			
	2 第6条第1項の規定による許可の取消し及び停止命令			○			
	3 第8条第3項の規定による承認			○			
9 栃木県立日光自然博物館管理規則（平成3年栃木県規則第33号）に基づく事務	1 第3条の規定による休館日の変更			○			
	2 第3条及び第4条の規定による承認			○			
	3 第4条ただし書の規定による利用時間の変更			○			
10 栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例（平成8年栃木県条例第3号）に基づく事務	1 第6条第2項の規定による承認			○			

11 栃木県奥日光地区駐車場管理規則（平成8年栃木県規則第49号）に基づく事務	1 第3条ただし書の規定による利用時間の変更又は承認				○		
12 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例（平成27年栃木県条例第47号）に基づく事務	1 第4条の規定による許可				○		
	2 第8条第1項の規定による許可の取消し等				○		
	3 第12条第3項及び第13条の規定による承認			○			
13 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例施行規則（平成28年栃木県規則第13号）に基づく事務	1 第2条の規定による休園日又は休館日の変更等又は変更等の承認				○		
	2 第3条ただし書の規定による利用時間の変更又は変更の承認				○		
14 栃木県県民の森条例（昭和49年栃木県条例第4号）に基づく事務	1 第6条の3第2項の規定による承認			○			
	2 第6条の4の規定による承認			○			
15 栃木県県民の森管理規則（昭和49年栃木県規則第22号）に基づく事務	1 第2条の規定による承認				○		

オ 資源循環推進課

事 務	種 類	事 項	決 裁 区 分					備 考
			知 事	専 決 権 者				
				副 知 事	部 長	課 長	総括課長補佐	
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事務		1 第5条の5第1項の規定による廃棄物処理計画の策定	○					
		2 第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第4項（第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示及び縦覧				○		
		3 第8条の2第3項（第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条の2第3項（第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取				○		
		4 第8条の5第4項（第15条の2の4において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の額の通知				○		

5	第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の規定による認定					○	
6	第9条の2の4第5項及び第15条の3の3第5項の規定による認定の取消し		○				
7	第9条の3の2第1項の規定による協議の同意			○			
8	第12条第9項及び第12条の2第10項の規定による計画の受理（環境森林事務所及び環境管理事務所が所管するものを除く。9、11、12、16から18まで、21から23まで、25、26、30及び35において同じ。）					○	
9	第12条第10項及び第12条の2第11項の規定による報告の受理					○	
10	第12条第11項及び第12条の2第12項の規定による公表					○	
11	第12条の3第7項の規定による報告書の受理					○	
12	第12条の6第1項から第3項までの規定による勧告、公表及び措置命令		○				
13	第12条の7第1項及び第7項の規定による認定					○	
14	第12条の7第9項の規定による届出の受理					○	
15	第12条の7第10項の規定による認定の取消し		○				
16	第14条第1項の規定による許可					○	
17	第14条の2第1項の規定による許可					○	
18	第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項及び第4項の規定による届出の受理					○	
19	第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止命令		○				
20	第14条の3の2（第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し		○				
21	第14条の4第1項の規定による許可					○	
22	第14条の5第1項の規定による許可					○	
23	第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項及び第4項の規定による届出の受理					○	
24	第15条の17第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）			○			

	の規定による公示						
	25 第18条第1項の規定による報告の徴収				○		
	26 第19条第1項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査等					○	
	27 第19条の8第1項の規定による生活環境の保全上の支障の除去等の措置			○			
	28 第19条の8第2項から第4項までの規定による費用の徴収				○		
	29 第19条の8第6項の規定による維持管理積立金の取戻し				○		
	30 第19条の12第3項の規定による閲覧					○	
	31 第20条の規定による環境衛生指導員の任命				○		
	32 第20条の2第1項の規定による登録					○	
	33 第23条の3第1項及び第2項の規定による意見の聴取					○	
	34 第23条の4の規定による意見の受理					○	
	35 第23条の5の規定による照会等					○	
2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に基づく事務	1 第5条の5（第7条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理					○	
	2 第20条及び第21条の規定による届出の受理					○	
	3 第22条の規定による登録の取消し			○			
3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に基づく事務	1 第4条の16第1項及び第12条の7の14第1項の規定による維持管理積立金の額の通知				○		
	2 第5条の5の11第1項（第12条の11の11において準用する場合を含む。）の規定による報告書の受理					○	
	3 第8条の38の規定による報告書の受理					○	
	4 第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による指定				○		
4 下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく事務	1 第37条第3項の規定による指示			○			
5 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10	1 第5条の規定による土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する基本的かつ総合的な施策の策定			○			
	2 第13条第4項の規定による意見				○		

年栃木県条例第37号)に基づく事務	の聴取							
	3 第16条第3号の規定による土壌の汚染のおそれがないことの認定				○			
	4 第30条第1項及び第2項の規定による区域の指定及び告示			○				
6 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成11年栃木県規則第3号)に基づく事務	1 第3条第1項第7号の規定による認定			○				
7 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく事務	1 第47条(第59条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧						○	
	2 第51条第1項及び第58条第1項の規定による登録の取消し又は事業の停止命令			○				
	3 第66条(第72条において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し又は事業の停止命令			○				
	4 第88条第4項から第6項までの規定による報告の受理				○			
	5 第125条第1項及び第2項の規定による意見の聴取						○	
	6 第126条の規定による意見の受理						○	
	7 第127条の規定による照会等						○	
	8 第130条第2項の規定による報告の徴収				○			
8 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく事務	1 第13条第1項の規定による処分等措置			○				
	2 第13条第2項の規定による費用の徴収				○			
	3 第25条第1項(第19条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査等						○	

カ 林業木材産業課

事 務	種 類	事 項	決 裁 区 分					備 考
			知 事	専 決 権 者				
				副 知 事	部 長	課 長	総括課長補佐	
1 森林組合併助成法(昭和38年法律第56号)に基づく事務		1 第4条第2項の規定による認定			○			
2 森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づく事務		1 第10条第1項及び第3項(これらの規定を第109条第1項において			○			

号)に基づく事務	準用する場合を含む。)の規定による承認(2以上の環境森林事務所及び森林管理事務所の所管区域にまたがるものに係るものに限る。2において同じ。)					
2	第10条第4項(第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理			○		
3	第12条の規定による裁判所の権限の行使(森林組合及び生産森林組合に係るものにあつては、2以上の環境森林事務所及び森林管理事務所の所管区域にまたがるものに限る。4から8まで、10、11、13及び19において同じ。)			○		
4	第19条第1項及び第3項並びに第24条第1項及び第3項(これらの規定を第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定による承認			○		
5	第19条第4項及び第24条第4項(これらの規定を第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理			○		
6	第25条第1項(第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定による認可			○		
7	第26条の3第1項及び第3項(これらの規定を第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定による承認			○		
8	第26条の3第4項(第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理			○		
9	第53条第1項(第109条第3項において準用する場合を含む。)の規定による仮理事の選任等			○		
10	第61条第2項(第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認可			○		
11	第61条第4項(第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理			○		
12	第79条(第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。)、第83条第2項(第100条第4項において準用する場合を含む。)及び第108条の2第2項の規定による認可		○			
13	第83条第5項(第100条第4項に			○		

	において準用する場合を含む。)及び第108条の2第5項の規定による届出の受理						
	14 第84条第2項(第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による認可			○			
	15 第88条の3第2項及び第108条の5第2項の規定による認可			○			
	16 第89条第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による精算人の選任			○			
	17 第100条第2項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定による仮理事の選任			○			
	18 第100条の8第1項、第100条の16第1項及び第100条の22第1項の規定による認可			○			
	19 第102条第1項の規定による承認			○			
	20 第108条の13第2項の規定による認可			○			
	21 第110条の規定による報告の徴収及び提出命令			○			
	22 第111条の規定による検査			○			
	23 第112条の規定による監督上必要な命令			○			
	24 第113条第1項の規定による措置命令			○			
	25 第113条第2項の規定による停止命令及び改選命令	○					
	26 第113条第3項の規定による承認の取消し			○			
	27 第114条の規定による解散命令	○					
	28 第115条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による議決等の取消し	○					
3 森林組合法施行細則(昭和53年栃木県規則第61号)に基づく事務	1 第3条から第6条までの規定による届出書の受理(森林組合及び生産森林組合に係るものにあつては、2以上の環境森林事務所及び森林管理事務所の所管区域にまたがるものに限る。2において同じ。)			○			
	2 第8条の規定による監査報告書の受理			○			
	3 第9条及び第10条の規定による請求書の受理			○			
4 栃木県森林組合等検査規則(昭和58年栃木県規則第40号)に基づく事務	1 第2条第1項の規定による検査員の任命			○			
	2 第10条第1項の規定による検査指示書の交付及び回答書の受理			○			

務							
5 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)に基づく事務	1 第6条第1項の規定による適否の決定等			○			
	2 第11条第1項の規定による認可			○			
	3 第14条の規定による嘱託登記				○		
	4 第22条第1項の規定による認可			○			
6 栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年栃木県規則第75号)に基づく事務	1 第2条ただし書の規定による協議			○			
	2 第6条の規定による貸付けの決定			○			
	3 第9条の規定による貸付金の償還の請求			○			
	4 第11条の規定による支払猶予の決定				○		
	5 第12条の規定による違約金の徴収				○		
7 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)に基づく事務	1 第3条第1項の規定による認定(林業経営改善計画の対象となる森林が一の環境森林事務所又は森林管理事務所の所管区域内に所在するものに係るものを除く。次項1において同じ。)				○		
	2 第4条第1項の規定による認定(当該申請者が県の区域を地区とする法人その他の団体であるもの及び県の区域を超える合理化計画に係るものに限る。次項2において同じ。)				○		
8 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号)に基づく事務	1 第1条第1項及び第3項の規定による認定及び認定の取消し				○		
	2 第4条第1項及び第3項の規定による認定及び認定の取消し				○		
9 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づく事務	1 第5条第1項及び第6条第1項の規定による認定				○		
	2 第6条第2項の規定による認定の取消し				○		
	3 第11条第1項の規定による指定			○			
	4 第19条第1項の規定による認可			○			
	5 第20条第1項の規定による認可				○		
	6 第24条第1項の規定による指定の取消し			○			
10 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)に基づく事務	1 第2条第1項の規定による指定			○			
	2 第3条第1項の規定による指定の変更及び解除			○			
	3 第4条第1項及び第5条第1項の規定による認定				○		
	4 第5条第2項の規定による認定				○		

	の取消し						
11 森林経営管理法 (平成30年法律第 35号)に基づく事 務	1 第36条第1項の規定による公募				○		
	2 第36条第2項の規定による情報 の整理及び公表				○		

キ 森林整備課

事 務		決 裁 区 分					備 考
種 類	事 項	知 事	専 決 権 者				
			副 知 事	部 長	課 長	総 括 課 長 補 佐	
1 森林法(昭和26 年法律第249号) に基づく事務	1 第10条の2第1項の規定による 許可(当該申請面積10ヘクタール 以上に係るものに限る。)			○			
	2 第10条の2第1項の規定による 許可(環境森林部長の専決事項に 係るもの及び当該申請面積5ヘク タール未満の農用地造成に係るも のを除く。)				○		
	3 第10条の5第9項の規定による 協議の同意			○			
	4 第10条の11第3項の規定による 調停案の作成			○			
	5 第25条の2第2項の規定による 指定				○		
	6 第26条の2第1項の規定による 指定の解除				○		
	7 第26条の2第2項の規定による 指定の解除						
	(1) (2)以外のもの			○			
	(2) 当該申請面積1ヘクタール未 満の保安林の指定の解除の申請 及び国又は地方公共団体の申請 に係るもの				○		
	8 第27条第1項の規定による指定 及び指定の解除の申請						
(1) 当該申請面積1ヘクタール以 上の保安林の指定の解除の申請 に係るもの			○				
(2) (1)以外のもの				○			
9 第27条第3項の規定による進達 等							
(1) (2)以外のもの			○				
(2) 当該申請面積1ヘクタール未 満の保安林の指定の解除の申請、 保安林の指定の申請及び国又は 地方公共団体の申請に係るもの				○			
10 第31条の規定による行為制限			○				

	11 第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更(第25条第1項第4号から第11号までの規定により指定したものに係るものに限る。)			○		
	12 第33条の2第2項の規定による指定施業要件の変更の申請			○		
	13 第41条第3項の規定による保安施設地区の指定に係る申請			○		
	14 第50条第1項の規定による認可		○			
2 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)に基づく事務	1 第7条の3第1項の規定による都道府県防除実施基準の策定及び変更			○		
	2 第7条の5第1項の規定による指定			○		
	3 第7条の6第1項の規定による樹種転換促進指針の策定			○		
	4 第7条の9第1項の規定による地区防除指針の策定			○		
3 県営林産物の処分に係る事務	1 処分予定価格500万円以上の県営林産物の処分の決定					
	(1) 処分予定価格5,000万円以上のもの	○				
	(2) 処分予定価格1,000万円以上5,000万円未満のもの		○			
	(3) 処分予定価格500万円以上1,000万円未満のもの			○		
4 栃木県営林産物売払規則(昭和41年栃木県規則第17号)に基づく事務	1 第23条の規定による承認(処分予定価格500万円以上の県営林産物の処分に係るものに限る。2において同じ。)			○		
	2 第33条第2項の規定による承認			○		
5 林業種苗法(昭和45年法律第89号)に基づく事務	1 第3条第1項の規定による指定			○		
	2 第9条第1項及び第2項の規定による指定の解除			○		
	3 第23条の規定による指定及び採取の禁止			○		
6 栃木県行分収造林規則(昭和47年栃木県規則第102号)に基づく事務	1 県行分収造林契約及びその変更契約の締結			○		
	2 別記様式第1号の県行分収造林契約書に定める事務(契約書第22条の規定による貸付け又は使用に係るものを除く。)			○		
7 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)に基づく事務	1 第6条第4項の規定による特定認定の同意		○			
8 分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)に基づく	1 第11条第3項の規定による承認			○		

事務							
9 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく事務	1 第19条第2項の規定による認証（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う地籍調査に係るものに限る。）			○			
10 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に基づく事務	1 第4条第1項の規定による基本方針の策定（特定母樹の増殖に係るものに限る。）			○			
	2 第9条第3項の規定による特定増殖事業計画の認定			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(6)産業労働観光部ウ経営支援課の表6の項を次のように改める。

6 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）に基づく事務	1 第9条第1項及び第10条第1項の規定による確認			○			
	2 第11条第1項及び第12条第1項の規定による確認			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(6)産業労働観光部エ国際課の表中「国際課」を「国際経済課」に改め、
別表第2 2本庁関係特定事項(6)産業労働観光部カ労働政策課の表に次のように加える。

12 労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づく事務	1 第37条第2項の規定による一時役員の選任			○			
	2 第60条（第53条第8項、第71条第6項及び第94条第2項において準用する場合を含む。）の規定による総会招集の承認			○			
	3 第81条第1項及び第2項の規定による休眠組合への公告及び通知			○			
	4 第94条の3の規定による組合の認定			○			
	5 第94条の6の規定による意見聴取			○			
	6 第94条の8の規定による組合認定の公示			○			
	7 第94条の9第1項の規定による所在場所の変更の認定			○			
	8 第94条の9第5項の規定による所在場所変更の申請書の経由			○			
	9 第94条の9第6項の規定による事務の引継ぎ			○			
	10 第94条の10第2項の規定による名称又は代表理事の氏名の変更の公示			○			
	11 第94条の14の規定による閲覧及び謄写に関する事務					○	
	12 第94条の16の規定による合併の公示			○			
	13 第94条の18第2項の規定による清算終了等の公示			○			
	14 第94条の19第1項及び第2項の規定による組合認定の取消し			○			
	15 第94条の19第3項の規定による			○			

	組合認定の取消しの公示						
16	第125条の規定による報告の徴取			○			
17	第126条第1項の規定による検査		○				
18	第127条第1項の規定による措置命令		○				
19	第127条第2項の規定による業務の停止又は役員の変更命令		○				
20	第127条第3項の規定による解散命令		○				
21	第127条第4項の規定による官報への掲載			○			
22	第128条の規定による意見聴取			○			
23	附則第20条第2項の規定による特定非営利活動に係る事業の確認			○			
24	附則第20条第3項の規定による特定非営利活動に係る事業の確認の取消し			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部イ農村振興課の表中15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)に基づく事務	1	第8条第1項及び第2項の規定による届出の受理			○		
----	--	---	------------------------	--	--	---	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部エ経営技術課の表2の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部エ経営技術課の表4の項及び5の項を次のように改める。

4	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく事務	1	第16条及び第17条の規定による基本計画の策定等			○		
		2	第18条の規定による基本計画の進捗及び実施の状況についての報告			○		
5	農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく事務	1	第29条第2項の規定による報告			○		
		2	第31条第4項の規定による販売の制限又は禁止			○		

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部カ畜産振興課の表13の項第16号を次のように改める。

16	第50条の規定による許可(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第57条第2号に掲げる動物用生物学的製剤(豚熱予防液を除く。)に係るものに限る。)				○			
----	---	--	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部オ道路保全課の表9の項中「災害対策基本法」の次に「(昭和36年法律第223号)」を加え、同表10の項中「災害対策基本法施行令」の次に「(昭和37年政令第288号)」を加え、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ク都市計画課の表2の項第1号を次のように改める。

1	第60条の規定による書面の交付					○		
---	-----------------	--	--	--	--	---	--	--

(都市計画法第53条第1項の規定に適合していることを証するものを除く。)							
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ケ都市整備課の表2の項及び3の項を次のように改める。

2 都市公園法に基づく事務	1 第27条第3項の規定による措置(県土整備部の所管に係るものに限る。)				○		
	3 栃木県都市公園条例に基づく事務	1 第10条の3第1項第2号の規定による公示(県土整備部の所管に係るものに限る。)				○	
	2 第14条の2第3項の規定による承認				○		
	3 第14条の3の規定による承認				○		

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部コ建築課の表1の項第40号を同項第42号とし、同号の次に次の1号を加える。

43 第87条の3第7項の規定による許可				○			
----------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部コ建築課の表1の項中第39号を第41号とし、第38号を第40号とし、同項第37号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同号を同項第39号とし、同項中第36号を第38号とし、第24号から第35号までを2号ずつ繰り下げ、第23号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

25 第58条第2項の規定による許可				○			
--------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部コ建築課の表1の項中第22号を第23号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同項第17号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項及び第4項各号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号を同項第17号とし、同項第15号中「第53条第4項及び第5項第3号」を「第53条第4項及び第5項」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

13 第52条第6項第3号の規定による認定				○			
-----------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部の表の次に次の1表を加える。

(9) 危機管理防災局
ア 危機管理課

事務		決裁区分					備考
種類	事項	知事	専決権者				
			副知事	部長	課長	総括課長補佐 リーダー	
1 災害対策基本法に基づく事務	1 第2条の規定による指定地方公共機関の指定		○				
	2 第23条第1項の規定による災害対策本部の設置	○					
	3 第42条第4項の規定による防災会議からの意見聴取				○		
	4 第48条第1項の規定による防災訓練の実施			○			
	5 第57条及び第79条の規定による通信設備の優先利用等				○		

	6 第68条、第74条、第77条及び第80条の規定による応援及び応急措置の実施		○				
	7 第71条第2項の規定による市町村長への事務実施の通知			○			
	8 第72条第1項の規定による指示		○				
	9 第73条第1項の規定による災害応急措置の代行		○				
	10 第75条の規定による災害応急措置の委託		○				
	11 第82条第1項及び第84条の規定による損失補償（第76条の6第3項後段及び第4項の規定による処分に係るものを除く。）及び損害補償		○				
2 災害対策基本法施行令に基づく事務	1 第33条第1項の規定による確認				○		
	2 第33条第2項の規定による交付				○		
3 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく事務	1 第2条第1項及び第2項の規定による救助の実施		○				
	2 第7条第1項の規定による従事命令			○			
	3 第8条の規定による協力命令			○			
	4 第9条第1項の規定による保管命令及び収用			○			
	5 第10条第1項の規定による立入検査				○		
	6 第10条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査				○		
	7 第11条の規定による通信設備の優先利用等				○		
	8 第13条第1項の規定による救助の実施についての市町村長への通知			○			
	9 第16条の規定による日本赤十字社への委託		○				
	10 第16条の規定による日本赤十字社への委託契約の変更			○			
	11 第20条第1項の規定による求償			○			
	12 第26条の規定による災害救助基金の運用方法の決定				○		
	13 第30条の規定による市町村における一時繰替支弁の決定			○			
4 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づく事務	1 第83条第1項の規定による部隊等の派遣要請	○					
5 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく事務	1 第2条の規定による地震防災緊急事業5箇年計画の作成			○			

6 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく事務	1 第3条の規定による支援金の支給			○			
	2 第4条第1項の規定による支援金の支給に関する事務の支援法人への委託		○				
	3 第4条第2項の規定による支援金の支給に関する事務の一部の市町村への委託		○				
7 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく事務	1 第2条第2項の規定による指定地方公共機関の指定		○				
	2 第34条第1項の規定による国民の保護に関する計画の策定	○					
	3 第35条第5項の規定による市町村の国民の保護に関する計画の協議			○			
	4 第36条第4項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画の報告の受理及び助言			○			
	5 第42条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定による訓練の実施			○			
	6 第77条第3項の規定による日本赤十字社への委託		○				
	7 第77条第3項の規定による日本赤十字社への委託契約の変更			○			
	8 第148条第1項の規定による避難施設の指定			○			
	9 第149条の規定による届出の受理			○			
8 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務	1 第2条第8号の規定による指定地方公共機関の指定		○				
	2 第9条第3項の規定による業務計画の報告の受理及び助言			○			
	3 第27条の規定による応援		○				
	4 第50条の規定による物資及び資材の供給の要請			○			
	5 第55条第1項から第3項までの規定による特定物資の売渡しの要請又は収用及び保管命令			○			

イ 消防防災課

事 務		決 裁 区 分					備 考
種 類	事 項	知 事	専 決 権 者				
			副 知 事	部 長	課 長	総括課長補佐 リーダー	
1 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく事務	1 第11条第1項の規定による移送取扱所の設置、変更等の許可				○		
	2 第11条第5項の規定による移送取扱所の完成検査及び仮使用の承				○		

	認						
	3 第11条の2第1項の規定による移送取扱所の完成前検査の特定事項の検査				○		
	4 第11条の4第1項の規定による移送取扱所における危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出の受理				○		
	5 第11条の5第1項の規定による移送取扱所に係る技術上の基準への適合命令				○		
	6 第12条第2項の規定による移送取扱所が技術上の基準に適合していない場合の修理、改造及び移転の命令				○		
	7 第12条の2の規定による移送取扱所の許可の取消し及び停止命令				○		
	8 第12条の3の規定による移送取扱所の使用の一時停止及び制限				○		
	9 第12条の6の規定による届出の受理				○		
	10 第13条の2第3項の規定による危険物取扱者免状の交付				○		
	11 第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施				○		
	12 第14条の2第1項の規定による認可及び同条第3項の規定による変更命令				○		
	13 第17条の7第1項の規定による消防設備士免状の交付				○		
	14 第17条の10の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施				○		
2 消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づく事務	1 第5条の規定による補助金の交付に係る意見の提出				○		
3 栃木県消防学校規則（昭和47年栃木県規則第20号）に基づく事務	1 第5条第1項の規定による承認				○		
4 航空消防防災業務に関する事務	1 栃木県消防・防災ヘリコプターに係る各種法令に基づく許可申請、届出等						
	(1) 航空法（昭和27年法律第231号）に基づく申請、届出等						
	ア 重要なもの				○		
	イ ア以外のもの					○	
	(2) 電波法（昭和25年法律第131号）に基づく申請、届出等						

	ア 重要なもの				○				
	イ ア以外のもの							○	
	2 栃木県消防・防災ヘリコプターの使用承認							○	

別表第3 1 出先機関関係共通事項(1)(2)から(9)までに掲げる出先機関以外の出先機関の表4の項を次のように改める。

4 個人情報の保護に関する法律に基づく事務	1 第82条の規定による保有個人情報の開示決定等	○							
	2 第93条の規定による保有個人情報の訂正決定等	○							
	3 第101条の規定による保有個人情報の利用停止決定等	○							

別表第3 1 出先機関関係共通事項(2) 県税事務所、自動車税事務所、環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター、衛生福祉大学校、水産試験場、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター、家畜保健衛生所及び畜産酪農研究センターの表中「環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター、衛生福祉大学校」を「衛生福祉大学校、環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター」に改め、同表4の項を次のように改める。

4 個人情報の保護に関する法律に基づく事務	1 第82条の規定による保有個人情報の開示決定等	○							
	2 第93条の規定による保有個人情報の訂正決定等	○							
	3 第101条の規定による保有個人情報の利用停止決定等	○							

別表第3 1 出先機関関係共通事項(3) 環境森林事務所、健康福祉センター、農業振興事務所及び土木事務所の表中「環境森林事務所、健康福祉センター」を「健康福祉センター、環境森林事務所」に改め、同表4の項を次のように改める。

4 個人情報の保護に関する法律に基づく事務	1 第82条の規定による保有個人情報の開示決定等	○							
	2 第93条の規定による保有個人情報の訂正決定等	○							
	3 第101条の規定による保有個人情報の利用停止決定等	○							

別表第3 1 出先機関関係共通事項(5) 保健環境センターの表4の項を次のように改める。

4 個人情報の保護に関する法律に基づく事務	1 第82条の規定による保有個人情報の開示決定等	○							
	2 第93条の規定による保有個人情報の訂正決定等	○							
	3 第101条の規定による保有個人情報の利用停止決定等	○							

別表第3 1 出先機関関係共通事項(6) 産業技術センター及び産業技術専門校の表4の項を次のように改める。

4 個人情報の保護に関する法律に基づく事務	1 第82条の規定による保有個人情報の開示決定等	○							
	2 第93条の規定による保有個人情報の訂正決定等	○							
	3 第101条の規定による保有個人情報の利用停止決定等	○							

別表第3 1 出先機関関係共通事項(7) 美術館の表4の項を次のように改める。

4 個人情報の保護に関する法律	1 第82条の規定による保有個人情報の開示決定等	○							
-----------------	--------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

に基づく事務	2 第93条の規定による保有個人情報の訂正決定等	○					
	3 第101条の規定による保有個人情報の利用停止決定等	○					

別表第3 1 出先機関関係共通事項(8)博物館の表4の項を次のように改める。

4 個人情報の保護に関する法律に基づく事務	1 第82条の規定による保有個人情報の開示決定等	○					
	2 第93条の規定による保有個人情報の訂正決定等	○					
	3 第101条の規定による保有個人情報の利用停止決定等	○					

別表第3 2 出先機関関係特定事項(2)経営管理部イ県税事務所表1の項第12号中「第53条第32項、第53項、第56項及び第57項」を「第53条第32項、第55項、第58項及び第59項」に改め、同項第13号中「第53条第60項及び第61項」を「第53条第62項及び第63項」に改め、別表第3 2 出先機関関係特定事項(3)県民生活部の表中「県民生活部」を「生活文化スポーツ部」に改める。

別表第3 2 出先機関関係特定事項(3)生活文化スポーツ部ア消防学校の表を削り、別表第3 2 出先機関関係特定事項(3)生活文化スポーツ部イとちぎ男女共同参画センターの表を別表第3 2 出先機関関係特定事項(3)生活文化スポーツ部ウとちぎ男女共同参画センターの表とし、同表の前に次の2表を加える。

ア 美術館

事 務	決 裁 区 分 (専決 事務)	受 任 者	決 裁 区 分 (委 任 事 務)		備 考
			専 決 者	所 決 者	
種 類	事 項	所	所	専 決 者	備 考
		長	長	総 括 所 長 補 佐 等	
1 栃木県立美術館条例に基づく事務	1 第5条第1項の規定による撮影等の許可		○	○	
	2 第6条ただし書の規定による観覧料又は撮影等料金の還付		○	○	
	3 第7条の規定による観覧料又は撮影等料金の免除		○	○	
	4 第8条の規定による観覧の拒否等(重要又は異例なものを除く。)		○	○	
2 栃木県立美術館管理規則に基づく事務	1 第3条ただし書の規定による観覧時間の変更		○	○	
	2 第4条の規定による観覧券の決定		○	○	
	3 第6条第2号の規定による認定		○	○	
	4 第7条第1項第3号の規定による認定		○	○	
	5 第8条の規定による遵守事項の決定		○	○	
	6 別表に規定するその他の区分に係る撮影等料金の決定		○	○	

イ 博物館

事 務	種 類	事 項	決 裁 区 分 (専決 事務)	受 任 者	決 裁 区 分 (委 任 事 務)		備 考
			専 決 権 者	所	所	専 決 権 者	
			長	長	長	総 括 所 長 補 佐 等	
1 栃木県立博物館条例に基づく事務		1 第5条第1項の規定による撮影等の許可		○	○		
		2 第6条ただし書の規定による観覧料又は撮影等料金の還付		○	○		
		3 第7条の規定による観覧料又は撮影等料金の免除		○	○		
		4 第8条の規定による入館の拒否等(重要又は異例なものを除く。)		○	○		
2 栃木県立博物館管理規則に基づく事務		1 第3条ただし書の規定による観覧時間の変更		○	○		
		2 第4条の規定による観覧券の決定		○	○		
		3 第6条第2号の規定による認定		○	○		
		4 第7条第1項第3号の規定による認定		○	○		
		5 第8条の規定による遵守事項の決定		○	○		
		6 別表に規定するその他の区分に係る撮影等料金の決定		○	○		

別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)環境森林部の表を削り、別表第3 2 出先機関関係特定事項(5)保健福祉部の表を別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部の表とし、別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ア健康福祉センターの表14の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 第19条の5第3項の規定による医療受給者証の提出の要求及び医療受給者証の返還	○						
--	---	--	--	--	--	--	--

別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ア健康福祉センターの表20の項第5号及び第6号を次のように改める。

5 第10条第2項の規定による支給認定の変更の認定(難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第32条第1号及び第2号に掲げる事項に係るものに限る。)	○						
6 第10条第3項の規定による医療受給者証の提出の要求及び医療受給者証の返還	○						

別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部キ県南高等看護専門学院の表を削り、別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ク障害者総合相談所の表を別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福

社部キ障害者総合相談所の表とし、別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ケ精神保健福祉センターの表を別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ク精神保健福祉センターの表とし、別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部コ児童相談所の表を別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ケ児童相談所の表とし、別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部サ那須学園の表を別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部コ那須学園の表とし、別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部シ動物愛護指導センターの表2の項第12号を削り、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

11 第21条の5第2項の規定による届出の受理		○			○	普及指導課長に限る。
-------------------------	--	---	--	--	---	------------

別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部シ動物愛護指導センターの表2の項第13号中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同項第15号中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同項中第32号を第35号とし、第24号から第31号までを3号ずつ繰り下げ、第23号中「第25条第4項」を「第25条第7項」に改め、同号を同項第26号とし、同項第22号中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号を同項第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

25 第25条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査		○	○			
-----------------------------	--	---	---	--	--	--

別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部シ動物愛護指導センターの表2の項第21号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同号を同項第24号とし、同項第20号中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同号を同項第22号とし、同項中第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、同項第17号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号を同項第19号とし、同項第16号の次に次の2号を加える。

17 第24条の2第1項の規定による勧告		○	○			
18 第24条の2第2項の規定による命令		○	○			

別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部シ動物愛護指導センターの表3の項第3号を次のように改める。

3 第2条第9項の規定による登録証の返納の受理		○			○	普及指導課長に限る。
-------------------------	--	---	--	--	---	------------

別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部シ動物愛護指導センターの表3の項第7号を次のように改める。

7 第15条第9項の規定による許可証の返納の受理		○			○	普及指導課長に限る。
--------------------------	--	---	--	--	---	------------

別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部シ動物愛護指導センターの表を別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部サ動物愛護指導センターの表とし、別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ス食肉衛生検査所の表を別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部シ食肉衛生検査所の表とする。

別表第3 2出先機関関係特定事項(4)保健福祉部の表の次に次の1表を加える。

(5) 環境森林部

ア 環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所

事	務	決裁区分 (専決事務)	受任者	決裁区分 (委任事務)			備考	
				専決権者	所	所		
種類	事項	所	所	専決権者	総括所長補佐等	所	課	
		長	長	長	長	長	長	

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務	1 第8条第1項及び第15条第1項の規定による許可		○			○	県東環境森林事務所及び県南環境森林事務所にあつては、所部長の専決事項は所長が処理するものとし、森林管理事務所を除く。
	2 第8条第5項（第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第5項（第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取		○			○	森林管理事務所を除く。以下この項から20の項までにおいて同じ。
	3 第8条第6項（第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第6項（第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理		○			○	
	4 第8条の2第5項（第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条の2第5項（第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査		○			○	
	5 第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項の規定による検査		○			○	
	6 第9条第1項及び第15条の2の6第1項の規定による許可		○			○	県東環境森林事務所及び県南環境森林事務所にあつては、所部長の専決事項は所長が処理するものとする。
	7 第9条第3項（第9条の3第11項、第9条の3の3第3項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○			○	
	8 第9条第4項（第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○			○	
	9 第9条第5項（第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○			○	

	む。)の規定による確認						
10	第9条第6項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○				○
11	第9条の2第1項及び第15条の2の7の規定による改善命令及び停止命令		○	○			
12	第9条の2の2第1項及び第2項並びに第15条の3の規定による許可の取消し		○	○			
13	第9条の2の3第2項及び第15条の3の2第2項の規定による確認		○			○	
14	第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項の規定による届出の受理		○			○	
15	第9条の3第3項(同条第9項(第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による計画の変更及び廃止の命令		○	○			
16	第9条の3第4項ただし書(同条第9項(第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による通知		○			○	
17	第9条の3第8項(第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○				○
18	第9条の3第10項(第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による改善命令及び停止命令		○	○			
19	第9条の5第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による許可		○			○	
20	第9条の6第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による認可		○			○	
21	第9条の7第2項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○			○	
22	第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項の規定による届出の受理		○				○
23	第12条第9項及び第12条の2第10項の規定による計画の受理		○				○
24	第12条第10項及び第12条の2		○				○

第11項の規定による報告の受理						
25 第12条の3第7項の規定による報告書の受理		○				○
26 第12条の6第1項の規定による勧告		○			○	
27 第12条の6第2項及び第3項の規定による公表及び措置命令		○	○			
28 第14条第1項及び第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項及び第6項並びに第14条の5第1項の規定による許可	○					
29 第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項の規定による届出の受理（許可証の書換えを伴うものに限る。）	○					
30 第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項の規定による届出の受理（許可証の書換えを伴うものを除く。）		○				○
31 第14条の2第3項において準用する第7条の2第4項及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第4項の規定による届出の受理		○				○
32 第15条の2の5第1項の規定による届出の受理		○			○	
33 第15条の17第1項の規定による区域の指定	○					
34 第15条の17第4項の規定による指定の解除	○					
35 第15条の18第1項の規定による指定区域台帳の調製及び保管		○			○	
36 第15条の18第3項の規定による指定区域台帳の閲覧		○				○
37 第15条の19第1項から第3項までの規定による届出の受理		○			○	
38 第15条の19第4項の規定による計画変更命令		○	○			
39 第17条の2第1項の規定による届出の受理		○			○	
40 第18条第1項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収		○			○	
41 第19条第1項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査等		○				○
42 第19条の3（第17条の2第3		○	○			

	項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物に係る改善命令							
	43 第19条の5第1項(第19条の10第2項において準用する場合を含む。)及び第19条の6第1項の規定による措置命令		○	○				
	44 第19条の11第1項の規定による土地の形質の変更に関する措置命令		○	○				
	45 第19条の12第1項の規定による最終処分場の台帳の調整及び保管		○			○		
	46 第19条の12第3項の規定による閲覧		○				○	
	47 第21条の2第1項の規定による届出の受理		○				○	
	48 第21条の2第2項の規定による応急措置に関する命令		○			○		
	49 第23条の5の規定による照会等	○						
2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく事務	1 第4条の17及び第12条の7の15の規定による報告書の受理		○				○	
	2 第8条の2の6の規定による届出書の受理		○				○	
	3 第8条の29に規定する報告書の受理		○				○	
	4 第12条の7の17第5項の規定による届出の受理		○				○	
3 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく事務	1 第2条第1項の規定による登録		○			○		
	2 第5条第1項の規定による登録の拒否		○			○		
	3 第6条第1項及び第7条第1項の規定による届出の受理		○				○	
	4 第12条の規定による指示		○				○	
	5 第14条の規定による登録の消除		○				○	
	6 第15条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等		○				○	
4 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に基づく事務	1 第8条第2項の規定による確認及び住民への情報提供		○			○		
	2 第8条第2項の規定による撤去命令及び措置命令		○	○				
	3 第9条第2項の規定による指導		○			○		
	4 第9条第3項の規定による公表		○	○				
	5 第10条第1項の規定による許可		○			○		

	6 第12条の規定による通知及び市町村長の意見の聴取		○				○	
	7 第15条第1項の規定による許可		○			○		
	8 第15条第4項及び第16条の規定による届出の受理		○				○	
	9 第16条第1項の規定による土壌の汚染のおそれがないことの認定		○			○		
	10 第17条第2項の規定による報告の受理		○				○	
	11 第18条第2項ただし書の規定による水質検査を行うことができないこと又は地質検査を行う必要がないことの認定		○			○		
	12 第18条第3項及び第4項の規定による報告の受理		○				○	
	13 第21条第1項の規定による届出の受理		○				○	
	14 第21条第2項及び第22条第4項の規定による確認及び通知		○			○		
	15 第22条第2項の規定による届出の受理		○				○	
	16 第22条の2第1項の規定による許可		○			○		
	17 第23条第2項の規定による届出の受理		○			○		
	18 第24条第1項の規定による許可の取消し及び停止命令		○	○				
	19 第25条の規定による措置命令		○	○				
	20 第25条の2の規定による公表		○	○				
	21 第27条の2第2項の規定による通報の受理		○			○		
	22 第28条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等		○				○	
5 大気汚染防止法に基づく事務	1 第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の17第1項及び第2項、第18条の28第1項、第18条の29第1項並びに第18条の30第1項の規定による届出の受理		○			○		
	2 第9条、第17条の8、第18条の8及び第18条の31の規定による計画の変更又は廃止の命令		○	○				
	3 第10条第2項（第17条の13第		○			○		

	1 項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)の規定による実施の制限期間の短縮						
	4 第11条及び第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○			○	
	5 第14条第1項、第17条の11及び第18条の11の規定による改善命令及び一時停止命令		○	○			
	6 第17条第3項の規定による措置命令		○	○			
	7 第18条の4の規定による基準適合命令及び一時停止命令		○	○			
	8 第18条の15第6項の規定による報告の受理		○			○	
	9 第18条の18の規定による命令		○			○	
	10 第18条の21の規定による作業基準適合命令		○			○	
	11 第18条の21の規定による一時停止命令		○	○			
	12 第18条の34第1項の規定による勧告		○			○	
	13 第18条の34第2項の規定による措置命令		○	○			
	14 第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○			○	
	15 附則第10項の規定による勧告		○			○	
	16 附則第11項の規定による報告の徴収		○			○	
6 水質汚濁防止法に基づく事務	1 第5条、第6条第1項、第7条及び第14条の2第1項から第3項までの規定による届出の受理		○			○	
	2 第8条の規定による計画の変更及び廃止の命令		○	○			
	3 第9条第2項の規定による実施の制限期間の短縮		○			○	
	4 第10条及び第11条第3項の規定による届出の受理		○			○	
	5 第13条第1項、第13条の2第1項及び第13条の3第1項の規定による改善命令及び一時停止命令		○	○			
	6 第13条の4の規定による指導、助言及び勧告		○			○	
	7 第14条の2第4項の規定による措置命令		○	○			
	8 第14条の3第1項及び第2項		○	○			

	の規定による浄化措置命令							
	9 第22条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○				○	
7 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務	1 第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。)及び第6条の2第2項の規定による届出の受理		○				○	
	2 第10条の規定による解任命令		○	○				
	3 第11条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○				○	
8 湖沼水質保全特別措置法に基づく事務	1 第8条及び第10条の規定による措置命令		○	○				
	2 第15条、第16条第1項並びに第17条第1項及び第2項の規定による届出の受理		○			○		
	3 第18条第2項の規定による届出の受理		○				○	
	4 第20条第1項の規定による勧告		○	○				
	5 第20条第2項の規定による改善命令		○	○				
	6 第21条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○				○	
	7 第24条の規定による指導、助言及び勧告		○			○		
9 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法に基づく事務	1 第11条から第13条までの規定による届出の受理		○			○		
	2 第14条の規定による届出の受理		○				○	
	3 第15条第1項から第3項までの規定による勧告		○	○				
	4 第15条第4項の規定による措置命令		○	○				
	5 第17条の規定による指導、助言及び勧告		○			○		
	6 第18条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○				○	
10 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務	1 第12条第1項、第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定による届出の受理		○			○		
	2 第15条の規定による計画の変更及び廃止の命令		○	○				
	3 第16条の規定による措置命令		○	○				
	4 第17条第2項の規定による実施の制限期間の短縮		○			○		
	5 第18条及び第19条第3項の規定による届出の受理		○				○	
	6 第22条第1項の規定による改善命令及び一時停止命令並びに		○	○				

	同条第3項の規定による措置命令							
	7 第23条第2項の規定による通報の受理		○			○		
	8 第23条第3項の規定による措置命令		○	○				
	9 第28条第3項の規定による報告の受理		○				○	
	10 第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○				○	
11 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務	1 第7条から第9条まで、第18条（第24条において準用する場合を含む。）及び第49条第2項の規定による届出の受理等		○			○		
	2 第10条及び第11条第3項の規定による届出の受理		○				○	
	3 第12条の規定による計画変更及び廃止の命令		○	○				
	4 第13条第2項の規定による実施の制限期間の短縮		○			○		
	5 第16条及び第22条の規定による改善命令又は一時停止命令		○	○				
	6 第17条第1項及び第23条第1項の規定による勧告		○			○		
	7 第17条第2項及び第23条第2項の規定による措置命令		○	○				
	8 第49条第3項の規定による措置命令		○	○				
	9 第52条の規定による計画の受理		○				○	
	10 第65条の規定による報告の徴収（指定揚水施設に係るものを除く。11において同じ。）		○				○	
	11 第66条第1項の規定による立入検査		○				○	
12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく事務	1 第8条第1項（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○				○	
	2 第9条（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定による公表		○				○	
	3 第10条第2項（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○				○	
	4 第10条第3項及び第18条第2項の規定による届出の受理		○				○	
	5 第10条第4項（第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○				○	
	6 第11条（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）		○				○	

	の規定による指導及び助言							
	7 第12条（第15条において準用する場合を含む。）の規定による改善命令		○	○				
	8 第16条第2項（第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○				○	
	9 第24条（第19条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収		○				○	
	10 第25条第1項（第19条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査等		○				○	
13 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務	1 第18条第2項の規定による申告の受理及び措置		○				○	
	2 第19条の規定による助言又は勧告		○				○	
	3 第20条の規定による命令		○				○	
	4 第42条第2項の規定による報告書の徴収		○				○	
	5 第43条第1項の規定による立入検査		○				○	
14 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務	1 第19条の規定による指導及び助言		○				○	
	2 第20条第1項から第3項までの規定による勧告及び命令		○	○				
	3 第42条第1項及び第2項の規定による取引業者の登録	○						
	4 第46条第1項の規定による変更の届出の受理（登録通知書の書換えを伴うものに限る。）	○						
	5 第46条第1項の規定による変更の届出の受理（登録通知書の書換えを伴うものを除く。）		○				○	
	6 第48条第1項（第59条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理		○				○	
	7 第49条（第59条において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消		○				○	
	8 第53条第1項及び第2項の規定によるフロン類回収業者の登録	○						
	9 第57条第1項の規定による変更の届出の受理（登録通知書の書換えを伴うものに限る。）	○						
	10 第57条第1項の規定による変更の届出の受理（登録通知書の書換えを伴うものを除く。）		○				○	
	11 第60条第1項及び第2項の規	○						

	定による解体業の許可						
	12 第63条第1項の規定による変更の届出の受理（許可証の書換えを伴うものに限る。）	○					
	13 第63条第1項の規定による変更の届出の受理（許可証の書換えを伴うものを除く。）		○			○	
	14 第64条（第72条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理		○			○	
	15 第67条第1項及び第2項の規定による破砕業の許可	○					
	16 第70条第1項の規定による変更の許可	○					
	17 第71条第1項の規定による変更の届出の受理（許可証の書換えを伴うものに限る。）	○					
	18 第71条第1項の規定による変更の届出の受理（許可証の書換えを伴うものを除く。）		○			○	
	19 第90条第1項及び第3項の規定による勧告及び命令		○	○			
	20 第127条の規定による照会等		○			○	
	21 第130条第1項の規定による報告の徴収		○			○	
	22 第131条第1項の規定による立入検査		○			○	
	23 附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第71条第1項の規定による立入検査等		○			○	
15 土壤汚染対策法に基づく事務	1 第3条第1項の規定による報告の受理等		○			○	
	2 第3条第3項の規定による通知		○			○	
	3 第3条第4項の規定による報告命令等		○	○			
	4 第3条第5項の規定による土地の利用の方法の変更届の受理		○			○	
	5 第3条第6項の規定による確認の取消し		○			○	
	6 第3条第7項の規定による土地の形質の変更の届出の受理		○			○	
	7 第3条第8項の規定による土壤の汚染状況の調査の命令		○	○			
	8 第4条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理		○			○	
	9 第4条第3項の規定による土		○	○			

	壤の汚染状況の調査の命令							
	10 第5条第1項の規定による調査命令		○	○				
	11 第7条第1項の規定による汚染除去等計画の提出の指示		○			○		
	12 第7条第2項の規定による汚染除去等計画の提出命令		○	○				
	13 第7条第3項の規定による変更後の汚染除去等計画の受理		○			○		
	14 第7条第4項の規定による汚染除去等計画の変更命令		○	○				
	15 第7条第5項の規定による短縮後の期間の通知		○			○		
	16 第7条第8項の規定による汚染の除去等の措置命令		○	○				
	17 第7条第9項の規定による報告の受理		○			○		
	18 第12条第1項から第4項までの規定による土地の形質の変更の届出の受理		○			○		
	19 第12条第5項の規定による計画変更命令		○	○				
	20 第14条第1項の規定による申請書の受理		○			○		
	21 第14条第4項の規定による報告の徴収等		○				○	
	22 第16条第1項から第3項までの規定による届出の受理及び認定		○			○		
	23 第16条第4項の規定による措置命令		○	○				
	24 第19条の規定による措置命令		○	○				
	25 第20条第6項の規定による届出の受理		○			○		
	26 第54条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収等		○				○	
	27 第55条の規定による公共の用に供する施設の管理者への協議		○			○		
16 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）に基づく事務	1 第43条第1号ロ（第50条第1項において準用する場合を含む。）の規定による帯水層の深度等の確認		○			○		
	2 第44条第5項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定による帯水層の深度等の確認の取消し		○			○		
17 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基	1 第17条の規定による指導及び助言（所管区域内に主たる事務所又は事業所を有する者に係るものに限る。2から17までにお		○				○	

づく事務	いて同じ。)							
	2 第18条の規定による勧告、公表及び命令		○	○				
	3 第27条第2項(第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理		○				○	
	4 第28条(第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿への登録等	○						
	5 第29条第1項(第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否	○						
	6 第29条第2項(第30条第2項、第31条第2項及び第35条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知	○						
	7 第31条第1項の規定による変更の届出の受理	○						
	8 第32条の規定による登録簿の閲覧		○				○	
	9 第33条第1項の規定による廃業等の届出の受理		○				○	
	10 第34条の規定による登録の抹消		○				○	
	11 第45条第4項の規定による報告の受理		○				○	
	12 第47条第3項の規定による報告の受理		○				○	
	13 第48条の規定による指導及び助言		○				○	
	14 第49条の規定による勧告及び命令		○	○				
	15 第91条の規定による報告の徴収		○	○				
	16 第92条第1項の規定による立入検査		○	○				
	17 第93条第2項の規定による協力要請		○	○				
18 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則に基づく事務	1 第12条の規定による報告の受理(所管区域内に主たる事務所又は事業所を有する者に係るものに限る。)		○				○	
19 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく事務	1 第18条第1項の規定による技術基準適合命令(所管区域内において使用される特定特殊自動車に係るものに限る。以下この		○	○				

	項において同じ。)							
	2 第28条第2項の規定による指導及び助言		○			○		
	3 第29条第2項の規定による報告の徴収		○				○	
	4 第30条第2項の規定による立入検査		○				○	
20 森林法に基づく事務	1 第10条の2第1項の規定による許可（当該申請面積5ヘクタール未満の農用地造成に係るものに限る。）	○						環境管理事務所を除く。以下この項から39の項までにおいて同じ。
	2 第10条の6第1項の規定による通知		○				○	
	3 第11条第5項の規定による認定（森林経営計画の対象とする森林の所在地が2以上の市町村にわたり、かつ、当該森林の全部が県の区域内にあるものに限る。4から9までにおいて同じ。）		○			○		
	4 第13条の規定による通知		○				○	
	5 第15条の規定による届出の受理		○				○	
	6 第16条の規定による認定の取消し		○	○				
	7 第17条第2項の規定による届出書の受理		○				○	
	8 第27条第3項ただし書（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による申請の却下		○	○				
	9 第39条第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置		○				○	
21 栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）に基づく事務	1 第5条第1項の規定による登録	○						
	2 第11条第1項の規定による登録の取消し	○						
22 森林組合法に基づく事務	1 第10条第1項及び第3項の規定による承認（2以上の環境森林事務所及び森林管理事務所の所管区域にまたがるものを除く。）		○			○		
	2 第12条の規定による裁判所の権限の行使（森林組合及び生産森林組合に係るものにあつては、2以上の環境森林事務所及び森林管理事務所の所管区域にまたがるものを除く。以下この		○			○		

	項及び次項において同じ。)						
	3 第19条第1項及び第3項並びに第24条第1項及び第3項の規定による承認		○			○	
	4 第19条第4項及び第24条第4項の規定による届出の受理		○			○	
	5 第25条第1項の規定による認可		○			○	
	6 第26条の3第1項及び第3項の規定による承認		○			○	
	7 第26条の3第4項の規定による届出の受理		○			○	
	8 第61条第2項(第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認可		○			○	
	9 第61条第4項(第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○			○	
	10 第83条第5項(第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○			○	
	11 第110条第1項及び第2項の規定による報告の徴収、提出命令等		○			○	
23 森林組合法施行細則に基づく事務	1 第3条から第6条までの規定による届出書の受理		○			○	
	2 第8条の規定による監査報告書の受理		○			○	
24 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく事務	1 第3条第1項の規定による認定(林業経営改善計画の対象となる森林が一の環境森林事務所又は森林管理事務所の所管区域に所在するものに係るものに限る。次項1において同じ。)		○			○	
	2 第4条第1項の規定による認定(申請者が県の区域を地区とする法人その他の団体であるもの及び県の区域を超える合理化計画に係るものを除く。次項2において同じ。)		○			○	一の環境森林事務所又は森林管理事務所の所管区域を超える合理化計画の認定にあつては、申請者の住所の所在地を所管する環境森林事務所長又は森林管理事務所長とする。
25 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する	1 第1条第1項及び第3項の規定による認定及び認定の取消し		○			○	
	2 第4条第1項及び第3項の規定による認定及び認定の取消し		○			○	一の環境森林事務所又は森

暫定措置法施行令に基づく事務								林管理事務所の所管区域を超える合理化計画の認定にあつては、申請者の住所の所在地を所管する環境森林事務所長又は森林管理事務所長とする。
26 森林病虫害等防除法に基づく事務	1 第5条第1項から第3項までの規定による駆除命令	○						
	2 第5条第4項の規定において準用する第4条第1項の規定による駆除措置	○						
	3 第5条第4項の規定において準用する第4条の2の規定による協力要請		○			○		
	4 第6条第1項の規定による立入検査及び物件の収去		○				○	
	5 第7条の7の規定による助言、指導及び勧告		○				○	
	6 第7条の8の規定による選定等		○			○		
	7 第11条の2第1項の規定による調査の委託		○			○		
27 県営林産物の処分に関する事務	1 処分予定価格500万円未満の県営林産物の処分の決定		○	○				
28 栃木県営林産物売払規則に基づく事務	1 第23条の規定による承認（処分予定価格500万円未満の県営林産物の処分に係るものに限る。3において同じ。）		○			○		
	2 第32条、第35条及び第37条の規定による届出書等の受理		○			○		
	3 第33条第2項の規定による承認		○			○		
	4 第48条第1項及び第2項ただし書の規定による承認		○			○		
29 林業種苗法に基づく事務	1 第6条第2項の規定による指示		○			○		
	2 第7条第3項の規定による届出の受理		○			○		
30 栃木県行分収造林規則に基づく事務	1 別記様式第1号の県行分収造林契約書第22条の規定による貸付け及び使用の決定		○			○		
31 栃木県営林事業執行規則（平成13年栃木県規則第12号）によ	1 事業計画書の承認		○				○	
	2 監督員の選任及び変更並びにこれらの通知		○				○	
	3 現場代理人及び主任技術者選		○				○	

る請負契約に関する事務	任届等の受理							
	4 事業用材料の支給又は機械器具若しくは施設の貸与の決定		○				○	
	5 支給材料の受領書並びに貸与物件の借用書及び返納書の受理		○				○	
	6 滅失し、又は毀損した支給材料又は貸与品の代品納入、原状回復による返還及び損害賠償金の支払の期間の指定		○				○	
	7 事業の内容の変更又は事業の停止若しくは打ち切り及びこれらの通知		○			○		
	8 素材の生産及び集積の中止		○			○		
	9 事業期間延長の承認		○				○	
	10 履行遅延における損害金の請求		○			○		
	11 事業完成通知書の受理		○				○	
	12 完成検査に合格しない場合の期間の指定		○			○		
	13 請負代金請求書の受理		○				○	
	14 出来高確認願の受理		○				○	
	15 既成部分に対する代価の決定		○				○	
	16 請負契約解約の決定		○			○		
	32 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務	1 第9条第1項の規定による許可（当該申請の対象となる区域が一の環境森林事務所又は森林管理事務所の所管区域内に所在するものに係るものに限る。）		○			○	
		2 第29条第7項の規定による許可		○			○	
3 第35条第3項の規定による承認			○			○		
4 第38条の2第1項の規定による許可			○			○		
5 第38条の2第10項の規定による措置命令			○			○		
6 第38条の2第11項の規定による許可の取消し			○	○				
7 第41条の規定による狩猟免許試験の施行			○			○		
8 第46条第1項の規定による届出の受理			○				○	
9 第50条第1項の規定による受験の停止			○	○				
10 第51条第2項の規定による適性検査の施行及び同条第4項の規定による講習会の開催			○			○		
11 第55条第1項の規定による登録（県内居住者に係るものに限る。12において同じ。）			○				○	

	12 第63条の規定による登録の抹消		○				○	
	13 第74条第1項の規定による承認（県営猟区に係るものに限る。）		○			○		
	14 第75条第3項及び第4項の規定による立入検査等（当該申請の対象となる区域が一の環境森林事務所又は森林管理事務所の所管区域内に所在するものに限る。15において同じ。）		○				○	
	15 第75条第1項の規定による報告の徴収		○				○	
33 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）に基づく事務	1 第63条の規定による効力停止の記載		○				○	
34 自然環境の保全及び緑化に関する条例に基づく事務	1 第15条第4項の規定による許可		○			○		
	2 第15条第7項及び第9項の規定による届出の受理		○				○	
	3 第16条第3項第7号の規定による許可		○			○		
	4 第17条第1項及び第24条第1項の規定による届出の受理		○			○		
	5 第17条第2項及び第24条第2項の規定による行為制限、措置命令等		○	○				
	6 第19条第1項の規定による報告の徴収、検査等		○				○	
	7 第37条の規定による助言及び勧告		○			○		
35 自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則（昭和49年栃木県規則第15号）に基づく事務	1 第5条各号に掲げる施設の設置		○	○				
36 栃木県八溝県民休養公園条例に基づく事務	1 第2条第1項及び第3項の規定による許可（同条第1項第1号に掲げる行為の許可については、仮設の建築物その他の工作物の設置に係るものに限る。以下この項において同じ。）		○			○		県北環境森林事務所長に限る。
	2 第3条の規定による許可の取消し		○	○				県北環境森林事務所長に限る。

37 栃木県民の森条例に基づく事務	1 第3条第1項及び第3項の規定による許可		○	○				る。 矢板森林管理事務所長に限る。
	2 第4条の規定による許可の取消し		○	○				矢板森林管理事務所長に限る。
38 栃木県民の森管理規則に基づく事務	1 第5条の規定による利用の停止		○	○				矢板森林管理事務所長に限る。
39 治山、林道及び自然公園等の施設に関する事務	1 国有財産法第18条第6項の規定による許可の申請		○				○	
	2 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第7条の規定による契約の締結		○			○		
	3 国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第14条の規定による国有林野の借受けの申請		○				○	
	4 森林法施行規則第60条第1項第5号、第8号及び第9号の規定による届出		○				○	
	5 道路法第32条第1項及び第3項の規定による許可の申請		○				○	
	6 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項及び第6項の規定による協議		○				○	
	7 自然公園法第10条第9項、第13条及び第14条第2項の規定による届出		○				○	
	8 自然公園法第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可の申請		○				○	
	9 自然公園法第20条第6項から第8項まで及び第33条第1項の規定による届出		○				○	
	10 栃木県立自然公園条例第19条第3項の規定による許可の申請		○				○	
	11 栃木県立自然公園条例第19条第5項から第7項まで及び第21条第1項の規定による届出		○				○	
	12 河川法第24条、第26条第1項、第27条第1項及び第55条第1項の規定による許可の申請		○				○	
40 その他の事務	1 林道の交通の安全を確保するための措置		○			○		
	2 併用林道についての協議		○			○		
	3 保安林の登記に関する事務	○						
	4 造林事業のしゅん功検査		○			○		
	5 林野火災防除資機材の管理		○				○	

6 県有防波林立木竹の処分		○			○	県南環境森林事務所に限る。
---------------	--	---	--	--	---	---------------

備考

- 1 1の項1から7まで、10から12まで、14から21まで、28から31まで、40から43まで及び47から49までの事項に係る事務のうち、駐機場を有する移動式施設に係るものについては、当該駐機場を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所（宇都宮市内及び県外に駐機場を有する移動式施設に係るものについては当該駐機場の最寄りの環境森林事務所又は環境管理事務所）が所管するものとする。
- 2 1の項25から27まで、43及び49の事項に係る事務のうち、県内に事務所又は事業所を有する管理票交付者に係るものについては、当該事務所又は事業所を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所が所管するものとする。
- 3 1の項28から31まで、40から43まで及び49の事項に係る事務のうち、県内に主たる事務所又は事業所を有する産業廃棄物収集運搬業者に係るものについては、当該主たる事務所又は事業所を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所が所管するものとする。

イ 林業センター

事 務	種 類	事 項	決 裁 区 分 (専決事務)	受 任 者	決 裁 区 分 (委 任 事 務)		備 考
			専 決 権 者 所 長	所 長	専 決 権 者 所 長	総 括 所 長 補 佐 等 課 長	
1 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例（昭和38年栃木県条例第5号）に基づく事務		1 第2条の規定による許可		○	○		
		2 第7条の規定による使用の停止又は許可の取消し		○	○		
		3 第8条の規定による指示		○	○		
		4 第9条第2項の規定による使用料の納付方法の決定		○	○		
		5 第10条の規定による使用料の免除		○	○		
		6 第11条ただし書の規定による使用料の還付		○	○		
2 栃木県21世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例に基づく事務		1 第2条第1項及び第3項の規定による許可（同条第1項第1号に掲げる行為の許可については、仮設の建築物その他の工作物の設置に係るものに限る。以下この項において同じ。）		○	○		
		2 第3条の規定による許可の取消し		○	○		
		3 第5条の規定による許可		○	○		
		4 第7条の規定による許可の取消し又は利用の停止		○	○		
3 栃木県21世紀林業創造の森設置、管理及び使		1 第6条ただし書の規定による利用期間の変更		○	○		

用料条例施行規則（平成12年栃木県規則第135号）に基づく事務							
4 県営林産物の処分に関する事務	1 処分予定価格500万円未満の県営林産物の処分の決定		○	○			
5 栃木県営林事業執行規則による請負契約に関する事務	1 事業計画書の承認		○			○	
	2 監督員の選任及び変更並びにこれらの通知		○			○	
	3 現場代理人及び主任技術者選任届等の受理		○			○	
	4 事業用材料の支給又は機械器具若しくは施設の貸与の決定		○			○	
	5 支給材料の受領書並びに貸与物件の借用書及び返納書の受理		○			○	
	6 滅失し、又は毀損した支給材料又は貸与品の代品納入、原状回復による返還及び損害賠償金の支払の期間の指定		○			○	
	7 事業の内容の変更又は事業の停止若しくは打切り及びこれらの通知		○		○		
	8 素材の生産、集積の中止		○		○		
	9 事業期間延長の承認		○			○	
	10 履行遅延における損害金の請求		○		○		
	11 事業完成通知書の受理		○			○	
	12 完成検査に合格しない場合の期間の指定		○		○		
	13 請負代金請求書の受理		○			○	
	14 出来高確認願の受理		○			○	
	15 既成部分に対する代価の決定		○			○	
	16 請負契約解約の決定		○		○		
6 その他の事務	1 国有財産法第18条第6項の規定による許可の申請		○	○			
	2 国有林野の管理経営に関する法律第7条の規定による契約の締結		○	○			
	3 国有林野の管理経営に関する法律施行規則第14条の規定による国有林野の借受けの申請		○	○			
	4 森林法第34条の2第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による届出		○	○			
	5 森林病虫害等の駆除		○	○			
	6 林野火災防除資機材の管理		○	○			

別表第3 2出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表13の項を次のように改める。

13 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低	1 第19条第1項及び第20条第1項の規定による認定		○			○	
	2 第20条第3項の規定による認定の取消し		○	○			

減事業活動の促進等に関する法律に基づく事務	3 第21条第1項及び第22条第1項の規定による認定		○			○	
	4 第22条第3項の規定による認定の取消し		○	○			
	5 第46条第1項の規定による報告の徴収		○			○	

別表第3 2 出先機関関係特定事項(7)農政部ウ農業環境指導センターの表1の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同表4の項を次のように改める。

4 農薬取締法に基づく事務	1 第17条の規定による届出の受理		○	○			
	2 第29条第1項及び第3項の規定による報告の徴収、立入検査等		○	○			

別表第3 2 出先機関関係特定事項(7)農政部エ家畜保健衛生所の表3の項第20号を同項第21号とし、同項第19号を同項第20号とし、同項第18号の次に次の1号を加える。

19 第50条の規定による許可(家畜伝染病予防法施行規則第57条第2号に掲げる動物用生物学的製剤のうち豚熱予防液に係るものに限る。)		○	○				
--	--	---	---	--	--	--	--

別表第3 2 出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表16の項第13号を同項第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

15 第87条の3第4項及び第6項の規定による許可		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
16 第87条の3第5項の規定による期間の延長		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。

別表第3 2 出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表16の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同項第10号中「第5項」を「第6項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

11 第85条第5項の規定による期間の延長		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
-----------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第3 2 出先機関関係特定事項(8)県土整備部の表の次に次の1表を加える。

(9) 危機管理防災局
ア 消防学校

事 務	決 裁 区 分 (専決事務)	受 任 者	決 裁 区 分 (委 任 事 務)
		専 決	所

種 類	事 項	権 者			備 考
		所		権 者	
		長	長	長 総 括 所 長 補 佐 等	
1 栃木県防災館 管理規則（平成 4年栃木県規則 第48号）に基づ く事務	1 第2条ただし書の規定による休館 日の変更等	○			
	2 第3条ただし書の規定による利用 時間の変更	○			

第2条 栃木県事務決裁及び委任規則の一部を次のように改正する。

別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部エ自然環境課の表3の項を次のように改める。

3 栃木県立自然公 園条例（昭和33年 栃木県条例第11 号）に基づく事務	1 第4条第1項の規定による指定			○			
	2 第6条第1項の規定による公園 計画の決定			○			
	3 第7条の2第1項の規定による 提案の受理				○		
	4 第7条の2第2項の規定による 通知				○		
	5 第8条第1項の規定による公園 事業の決定			○			
	6 第8条の2第1項の規定による 提案の受理				○		
	7 第8条の2第2項の規定による 通知				○		
	8 第9条第2項の規定による承認				○		
	9 第9条第3項の規定による認可				○		
	10 第9条第6項の規定による承認 及び認可				○		
	11 第9条第9項の規定による届出 の受理				○		
	12 第10条の規定による改善命令				○		
	13 第11条第1項の規定による承認				○		
	14 第11条第2項の規定による承認 及び認可				○		
	15 第11条第3項の規定による承認				○		
	16 第12条の規定による届出の受理				○		
	17 第13条第2項の規定による届出 の受理				○		
	18 第13条第3項の規定による認可 の取消し				○		
	19 第14条第1項の規定による原状 回復命令等				○		
	20 第14条の3第4項（第14条の4 第3項において準用する場合を含 む。）の規定による認定				○		
	21 第14条の4第2項の規定による				○		

	届出の受理						
22	第14条の5第1項の規定による認定の取消し			○			
23	第15条第1項及び第2項の規定による報告徴収及び立入検査			○			
24	第19条第1項並びに第3項第3号、第7号、第10号から第13号まで、第15号及び第16号並びに第24条第1項の規定による指定		○				
25	第26条第1項の規定による生態系維持回復事業計画の決定		○				
26	第27条第2項の規定による確認			○			
27	第27条第3項の規定による認定			○			
28	第27条第6項の規定による確認及び認定			○			
29	第27条第9項の規定による届出の受理			○			
30	第28条の規定による認定の取消し			○			
31	第29条の規定による報告徴収			○			
32	第29条の3第3項(第29条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による認定			○			
33	第29条の4第2項の規定による届出の受理			○			
34	第29条の5第1項の規定による認定の取消し			○			
35	第29条の6第1項の規定による報告徴収及び立入検査			○			
36	第30条第4項の規定による同意			○			
37	第30条第5項の規定による認可			○			
38	第36条第1項の規定による公園管理団体の指定		○				
39	第39条の規定による改善命令			○			
40	第40条の規定による指定の取消し			○			
41	第41条の規定による情報の提供等			○			
42	第42条の規定による実地調査			○			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

(人事課)